

「タイ：B0Iによる自動車産業への新投資奨励策」

三菱東京UFJ銀行
国際企画部CIBグループ

6月10日、タイ国投資委員会（B0I）は、自動車産業への新しい投資奨励策を打ち出しました。本件について、以下、内容を記載いたします。

6月10日、タイ国投資委員会（B0I）は、タイ国内における新技術を導入した自動車の生産を誘致すべく、自動車産業に対する新しい投資奨励策を打ち出した。

本投資奨励策の認可を得るためには、投資家は、以下を満たす必要がある。

- ・タイ国内で生産されたことのない新しいタイプの自動車を生産すること。
- ・当該新型車両はハイブリッド・ドライブ・システム、ブレーキ・エネルギー・リジェネレーション・システム、エレクトロニック・スタビリティ・コントロール・システムのような投資委員会（B0I）が認定した新技術を搭載したものであること。
- ・当該投資は新しい組立ラインに対するものであること。
- ・投資額は、土地購入代金と運転資金を除いて、100億バーツ（約280億円）以上であること。
- ・当初5年間の生産台数は、年10万台以上であること。
- ・投資家は、B0Iに投資計画を提出すること。
- ・投資奨励申請書は2010年中に提出すること。

全てのゾーン（※）で操業する企業を対象に、以下のインセンティブが付与される。

- ・機械の輸入税の免除。
- ・土地購入代金と運転資金を除いて、100億バーツ（約280億円）以上を投資する企業に対しては、法人税を5年間免除する。土地購入代金と運転資金を除いて、150億バーツ（約420億円）以上を投資する企業に対しては、法人税を6年間免除する。
- ・2009年中に投資奨励申請書を提出した企業については、追加で1年間法人税を免除する。
- ・法人税免除の総額は、投資総額を超えないものとする。

（※）筆者注：ゾーン…タイは、全国を3つのゾーンに分けて、税制上の特典に差をつけている。

以上

本奨励策の英語訳は以下の通り。（原文はタイ語）

BOI opens new promotion activity for automotive industry

Thailand Board of Investment (BOI) opens a new investment promotion activity for automotive industry with the aims to promote manufacturing of new types of vehicles and to attract manufacturers to transfer their manufacturing bases to Thailand.

In order to obtain the promotion under the new activity, the investors are required to fulfill the following main conditions.

- It must be the manufacturing of new types of vehicles which have never been manufactured in Thailand.
- The new vehicles must be equipped with new technology system such as hybrid drive system, brake energy regeneration system, or electronic stability control system, as approved by the Board.
- It must be the investment in the new assembly line.
- The investment capital must not be less than 10,000 million baht, excluding the price of land and working capital.
- Within the first 5 years of production, the actual production must not be less than 100,000 units per year.
- The investor must submit an investment plan to the Board
- The application must be submitted within the year of 2010.

The incentives granted to promoted companies in all zones will consist of the followings:

- The exemption of import duty on machinery
- The exemption of corporate income tax for 5 years for the investment of not less than 10,000 million baht (excluding land price and working capital), or 6 years for the investment of not less than 15,000 million baht (excluding land price and working capital).
- Additional 1 year of corporate income tax exemption will be given to those who submit the application within the year of 2009,
- The total amount of exempted corporate income tax will not exceed the amount of investment capital.

本レポートに関するお問い合わせ先
国際企画部 C I B グループ 北村広明
E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp
TEL: (東京)03-3240-7864

- ・ 本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・ 本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・ 本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・ 本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・ 本資料の内容は予告なく変更される場合があります。